

災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と 有限会社寒川公衆衛生社（以下「乙」という。）は、災害発生時において、家庭系一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時における廃棄物の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において廃棄物とは、一般家庭及び避難所等から排出される一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を含む）とし、災害により倒壊及び、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、町内において災害が発生した場合は、乙に対し、寒川町地域防災計画及び一般廃棄物処理基本計画に基づく業務の実施について協力を要請するものとする。

（協力要請の手続）

第4条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面により乙に通知するものとする。

- （1）要請の内容
- （2）廃棄物の収集・運搬の場所
- （3）廃棄物の搬入先
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に通知しなければならない。

3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2）廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。
- （3）甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（実施の報告）

第6条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- （1）協定業務に従事した人員、車両及び時間
- （2）協定業務における搬入先ごとの種類及び量
- （3）協定業務に従事した期間
- （4）その他必要な事項

（事故の報告）

第7条 乙は、協定業務に従事した者が、死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し報告するものとする。

（災害補償）

第8条 前条に基づき、甲はこの協定に基づく協定業務従事者の者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合には、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は、寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年4月1日条例第26号）の規定に準じて補償を行うものとする。ただし、他の法令により療養その他給付又は補償を受けた場合においては、その補償額の限度において災害補償の責めを免れるものとする。

（経費の負担）

第9条 当該年度に、甲と乙が締結している一般廃棄物収集運搬業務の委託契約（以下「契約」という。）に基づく、収集時間及び車両台数、また乙が契約を受託するにあたり、必要とした人員を超えない範囲での協定業務の実施については、当該契約の契約料の中で賄うものとする。その他甲の要請により、乙が実施した業務に要する費用は甲が負担するものとし、費用の額については、甲、乙協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては廃棄物主管課長、乙にあつては一般廃棄物収集運搬業務責任者とする。

（有効期間）

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成31年2月6日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 木村俊雄



乙 神奈川県高座郡寒川町一之宮4丁目11番32号

有限会社 寒川公衆衛生社

代表取締役 高波信幸

